

# AOS Sync+ 利用許諾契約書

## 第1条 本契約について

本利用許諾契約書は、お客様（個人または法人を問いません。）と弊社株式会社（以下「弊社」といいます。）との間に締結される、AOS Sync+（以下「本ソフトウェア」といいます。）のご利用に関する契約書（以下「本契約」といいます。）です。

お客様が、シールをはがす等の方法により本ソフトウェアのプログラム媒体が梱包されたパッケージを開いた場合、または本ソフトウェアをインストールした場合には、本契約を読みその内容を理解し、その利用条件に拘束されることに同意しているものとみなされます。

お客様が会社の従業員または代理人であって、その会社の営業目的にしたがって本ソフトウェアを利用するため本契約を締結する場合には、お客様は会社を代表して本契約を締結するものとし、会社は本契約の条件に拘束されるものとします。

本契約はお客様と弊社との完全かつ排他的な合意を記した書面であり、口頭によると書面によるとを問わず、あらゆる提案または事前の合意、その他の本契約の目的となる事項に関するお客様と弊社との間のコミュニケーションに優先するものであることにご同意ください。

弊社が本契約に基づく権利を守るために紛争処理手続（法的手続であると否とを問いません。）に関与する場合には、弊社は、合理的な範囲の弁護士報酬や費用、支払額などのお客様が負担すべき額の合計額をお客様に請求する権利を有することにご同意ください。

## 第2条 本ソフトウェアについて

本ソフトウェアでは、同じネットワーク上の複数の端末間で、ドキュメント、画像、音楽、ビデオなどのファイルを同期させることができます。

本ソフトウェアには、パッケージ版およびダウンロード版があります。また、本ソフトウェアは Windows、Android、Mac OS および iOS 端末で使用可能です。

その他、本ソフトウェアの詳細については AOS Sync+ユーザーズマニュアル ([http://download.aostech.co.jp/sync/doc/aossync\\_guide.pdf](http://download.aostech.co.jp/sync/doc/aossync_guide.pdf)) をご覧ください。

## 第3条 所有権および知的財産権の留保

このパッケージに含まれている、または他の方法によりお客様が取得した全ての本ソフトウェアのプログラム（弊社が随時お客様に提供するアップデートを含みます。）およびマニュアル等（以下、あわせて「本ソフトウェア等」といいます。）の所有権、著作権その他の知的財産権は、本契約においてお客様に明示的に付与されるものを除き、弊社および／または Laplink Software, Inc. に排他的に帰属していることをご了承いただき、ご同意ください。本ソフトウェア等は、弊社がお客様に対し利用許諾（ライセンス）しているものであり、お客様に弊社の商標または特許に関するいかなる権利をも付与・譲渡するものではありません。

本ソフトウェア等は、著作権法その他の知的財産権に関する日本および米国の法律および条約によって保護されています。

#### 第4条 個人情報の取扱い

本ソフトウェアのインストール時およびその後に弊社が収集した個人情報の取扱いに関しては、弊社のプライバシーポリシー (<http://aostech.co.jp/privacy.html>) に従うものとします。

#### 第5条 本ソフトウェアとライセンス

弊社はお客様に、本ソフトウェアの限定的、非独占的かつ取消可能なライセンスを、コンピュータで読み取り可能なオブジェクトコード形式でのみ付与することにご同意ください。

お客様は、本契約で許可された限度においてのみ本ソフトウェアをご利用いただけることにご同意ください。

#### 第6条 ライセンスの範囲

お客様に付与されるライセンスキーは、本ソフトウェアがインストールされているコンピュータまたはモバイル端末（Windows、Android、Mac OS および iOS の各端末を含む。以下「端末」といいます。）の、OSの種類ごとにあらかじめ指定された台数にのみ有効なものであり、お客様は、ライセンスキー1 つにつき、ご自身が利用する指定された台数の端末にインストールされた本ソフトウェアのみを利用することが許可されます。お客様が他の端末との同期のため本ソフトウェアを利用する場合、各端末につきそれぞれ有効なライセンスキーの入力が必要となります。

同一の端末上の本ソフトウェアを利用するユーザが他にいる場合には、各ユーザがそれぞれ有効なライセンスを取得する必要があります。また、お客様の端末を他のユーザの端末と同期するためには、その端末のユーザが有効なライセンスを取得している必要があります。

本ソフトウェアがネットワークサーバにインストールされ、または複数のユーザが本ソフトウェアを実行できる場合、各ユーザまたはワークステーションにつき別個のライセンスを取得する必要があります。

追加のライセンスを取得するには、弊社ウェブサイトをご参照ください。

#### 第7条 禁止事項

本ソフトウェアを複製、変更もしくは改造を加えること、および、本ソフトウェアプログラムを翻訳し、逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバースエンジニアリングをすることは認められません。

本ソフトウェアもしくはその複製物を、他人にローン、賃貸、リースまたはサブライセンスすることは、その目的を問わず認められません。

本ソフトウェアの無許可利用、改造、複製、配布または公表を防止するため、お客様にご協力いただくことにご同意ください。

#### 第8条 お客様の責任

お客様は、本ソフトウェアの使用に伴ういかなる結果に関しても全責任を負うものとします。

前条の行為のほか、本ソフトウェアを使用して、以下の行為に及ばないことに明確にご同意ください。

- ① 法令に違反する行為
- ② 第三者の知的財産権その他の権利の侵害
- ③ ウィルスまたはその他の有害なコンピュータプログラムもしくはファイル（トロイの木馬、ワームまたは時限爆弾等）を含む資料の同期
- ④ 公序良俗に反するまたはそのおそれのある行為
- ⑤ 犯罪行為または犯罪に結びつく行為

## 第9条 お客様の損害賠償義務

お客様は、以下に関連して生じた全ての損害および費用（弁護士費用を含む）について、弊社に賠償する義務を負うものとします。

- ① 本ソフトウェアの利用
- ② 本契約の違反
- ③ 知的財産権を含む第三者の権利の侵害
- ④ お客様のデータの利用が第三者に損害を引き起こしたとする請求

この損害賠償義務は、本サービスの終了後も存続するものとします。

## 第10条 利用条件

本ソフトウェアのライセンスは、お客様が本ソフトウェアを取得した日に有効となり、終了するまで有効に存続するものとします。

お客様は、お客様の端末から本ソフトウェアを削除し、本ソフトウェアのオリジナルおよびすべての複製物を破棄することにより、いつでもこのライセンスを終了することができます。

お客様が本契約に定める利用条件のいずれかに違反した場合、このライセンスは自動的に終了します。

お客様は、いかなる理由によるものであれこのライセンスが終了した時点で、本ソフトウェアをインストールしたすべての端末から本ソフトウェアを削除し、かつ、本ソフトウェアのオリジナルおよび本ソフトウェアとマニュアルのすべての複製物を破棄するかこれらを弊社に返却することに同意するものとします。

## 第11条 ライセンスの譲渡の禁止

お客様は、第三者に本ソフトウェアのライセンスを譲渡することができません。

## 第12条 本ソフトウェアの複製

お客様は、バックアップまたは保管の目的で、本ソフトウェアおよびマニュアルを1回のみ複製することができ、また、プログラム媒体のオリジナルと付属するマニュアルを他者に譲渡することなく保管することを条件として、本ソフトウェアをハードディスクドライブ1台のみに転送することができます。

これらの本ソフトウェアまたはマニュアルの複製物には、弊社の著作権およびその他の財産権に関する表示をしなければならないものとします。

上記のほか、お客様またはお客様の支配下にある者による本ソフトウェアまたはマニュアルの複製は、一切認められません。

### 第 13 条 瑕疵担保責任

弊社は、物理的な媒体を提供した場合、プログラム媒体および紙媒体のマニュアルについて、ご購入日から 60 日間、材質および製造工程上の瑕疵がないことを保証します。お客様が保証期間内に上記の瑕疵を発見し弊社に通知した場合、弊社は、瑕疵のあるプログラム媒体もしくはマニュアルを交換するか、その裁量により購入代金を返金いたします。

本保証への違反に対するお客様への救済は上記の交換または返金に限定されるものとし、その他の損害賠償は含まないものとします。

弊社は、上記に明示したものを除いて、物理的なプログラム媒体、紙媒体のマニュアルまたはソフトウェアプログラムについて保証せず、また弊社は、本ソフトウェアの操作または特定の用途、利用ないし目的への適合性に関していかなる保証も提供しません。

### 第 14 条 弊社の責任の限定

弊社は、本契約、弊社による本ソフトウェアのライセンス、メンテナンスおよびサポートサービスの提供に起因する事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失およびこれに類する損害（仮にお客様が弊社に対しそのような損害が発生する可能性について報告していた場合であっても同様とします）、また、過失責任、厳格責任、設計上の瑕疵その他のあらゆる理論に基づく請求を含む、結果的、間接的、偶発的、懲罰的または特殊な損害については、それがどのようなものであれ責任を負わないものとします。

弊社が負う責任の額は、お客様が本ソフトウェアに支払った購入価格から税額を引いたものを超えないものとします。

上記の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用されないものとします。

### 第 15 条 サポートサービス

弊社は、弊社が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、当該ユーザ登録の日から 1 年を経過する日までを有効期間として、メール、チャットまたは電話によるサポートサービスを提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、サポートサービスのうち一部が有料となります。

お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、弊社に対し遅滞なく届出を行うものとします。

サポートサービスの提供に関する弊社の義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、弊社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

- ① 弊社が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
- ② 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
- ③ サポートサービスの有効期間にないお客様

④ 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様

⑤ 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様

弊社は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。

① システムの緊急保守を行うとき

② 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき

③ 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき

④ 上記以外の緊急事態により、弊社がシステムを停止する必要があると判断するとき

お客様は、サポートサービスの有効期間が終了する日までに弊社が定める手続に従いサポートサービス契約を更新することによって、引き続きサポートサービスの提供を受けることができます。

なお、サポートサービス契約の更新には別途費用が必要となります。

前各項にかかわらず、弊社は、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

## 第 16 条 輸出に関する法規制

本ソフトウェアおよび関連する技術は、米国輸出管理法の対象となり、またその他の国の輸出または輸入規制の対象となることがあります。

お客様は、これらの法令を厳格に遵守することに同意し、また、必要に応じて輸出、再輸出または輸入に関する免許を取得する義務があることを認めるものとします。

## 第 17 条 雑則

本契約およびお客様と弊社間との関係は、日本法に準拠するものとします。

お客様は、本契約から生じる紛争の解決または権利の申立ては東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることにご同意いただくものとします。

知的財産権に関しては、弊社が自己の権利の保護または執行に当たり任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに明確にご同意いただくものとします。

本契約は、お客様と弊社との間の完全合意を構成しており、本ソフトウェアに関連するお客様と弊社との間の先行するあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

本契約のいずれかの部分が無効または執行力がないものと判断された場合、その部分は適用法に合致する方法で両当事者の本来の意図をできる限り反映して作成され、残りの部分はなお効力を有するものとします。

弊社が本契約の権利を行使または執行しなかったとしても、その権利を放棄したものとはみなされないとします。

最終改訂日 2014 年 9 月 10 日